

堺市

令和8年度 衛生講習会

令和8年7月7日
堺市保健所 生活衛生課

0

堺市

各水質検査項目について

大腸菌

大腸菌数

上がり用水
基準：検出されないこと

浴槽水 基準値：1個/mL以下

検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。

レジオネラ属菌

上がり用水 基準：10cfu/100mL 未満
浴槽水 基準：10cfu/100mL 未満



施設利用者のレジオネラ症の発生を防止するため

1

堺市

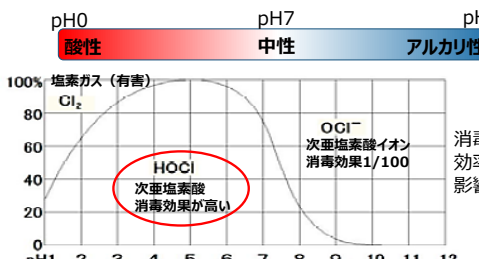
各水質検査項目について

pH

上がり用水 基準：5.8～8.6であること

浴槽水には基準はありませんが、水の状態を知るうえで重要です！

pH0 pH7 pH14
酸性 中性 アルカリ性



消毒剤の殺菌効率はpHにより影響を受ける。

pHと次亜塩素酸ナトリウムの関係 (厚生労働省HP)

2

堺市

各水質検査項目について

色度

上がり用水 基準値：5度以下

5度を超えると色が目で見えるぐらいになります。

水の色の程度を数値で示すもので、色のある水は快適な使用を妨げる可能性があります。また、汚染の指標ともなります。

濁度

上がり用水 基準値：2度以下
浴槽水 基準値：5度以下

水の濁りの程度を数値で示すもので、汚染状態などの判定等で重要な指標となります。

3

堺市

各水質検査項目について

有機物(全有機炭素(TOC)の量)

上がり用水 基準値：3 mg/L以下
浴槽水 基準値：8 mg/L以下

過マンガン酸カリウム消費量

塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合等

上がり用水 基準値：10 mg/L以下
浴槽水 基準値：25 mg/L以下

有機的な汚れを表す指標。

有機物が多くなると…
細菌のえさが増え、消毒も効きにくくなるため細菌が増殖しやすくなり、においも発生したりするなど衛生状態が悪くなる。

有機物(全有機炭素(TOC)の量)を減らすには

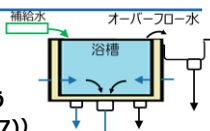
・逆洗浄の頻度を増やす
・換水頻度を増やす

4

堺市

各設備の衛生管理方法

1. 浴槽



● 浴槽水の入換えごとに清掃・消毒を行う
(堺市公衆浴場法施行条例第4条(17))

● 浴槽に十分な原湯又は原水を供給し、常に満杯の状態にしておく (第4条(20))

● 塩素系薬剤を用いて消毒するとともに、遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定すること (第4条(20))

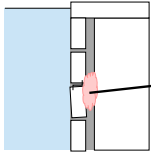
● 遊離残留塩素濃度を常に0.4mg/L以上に保つこと (第4条(20))

5

各設備の衛生管理方法



- 洗浄方法：洗浄剤を用いてブラシ洗浄
- ぬめりの有無により生物膜が除去されているか確認
- タイルの浮きや割れ、目地の落ちた割れ、木部の腐れ等を目視等で確認



タイルの割れ等があると、内部で浴槽水が死に水となり滞留し、消毒剤が届きにくいため生物膜が形成
→レジオネラ属菌が増殖

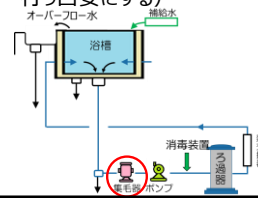
6

各設備の衛生管理方法



2. 集毛器（ヘアーキャッチャー）

- 集毛器は、浴槽水がろ過器に入る前に設ける（第4条(21)）
- 集毛器は毎日清掃すること（第4条(21)）
- 網がごだけでなく集毛器本体の内壁についても清掃・消毒を行う（配管内部のバイオフィームの蓄積状態も確認し、配管洗浄を行う目安にする）



集毛器の例

東京都レジオネラ症防止自主管理マニュアルより

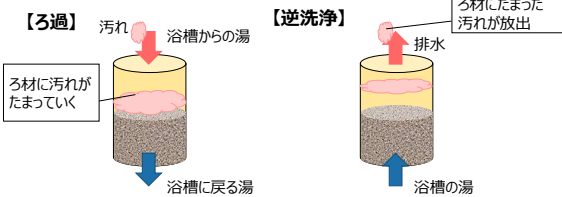
7

各設備の衛生管理方法



3. ろ過器

- ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄その他の適切な方法により清掃すること（第4条(21)）
- 年に1度は内部の様子を確認し、適宜ろ材を交換する



8

各設備の衛生管理方法



4. 配管

- ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を定期的に消毒すること（第4条(21)）

高濃度塩素消毒

週1回以上、5～10mg/L程度の遊離残留塩素濃度で 数時間循環させる（水位計配管や連通管も同時に実施）

※洗浄・消毒は配管や浴槽の材質、腐食状況等を考慮し適切な方法で行ってください。

- バイオフィームの除去を目的とした洗浄・消毒を実施する

過酸化水素等を用いた化学洗浄

年1回程度、過酸化水素や過炭酸ナトリウムを用いた洗浄により、循環配管内の内壁の生物膜を除去する

※適用できる泉質や洗浄廃液の処理などに専門知識が必要なため、専門業者に依頼し実施する

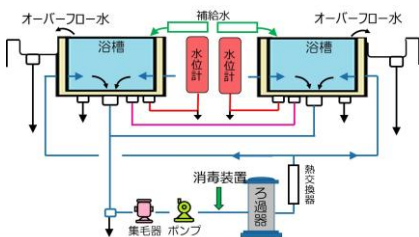
9

各設備の衛生管理方法



4. 配管（水位計・連通管）

水流が少なく滞留しやすいため、バイオフィームが形成されやすく、レジオネラ属菌の温床となる可能性があります。浴槽水を換水する際に、別途洗浄・消毒を行う必要があります。



10

各設備の衛生管理方法



5. 貯湯槽

- 貯湯槽内の湯の温度を常に60度以上に保ち、かつ定期的に清掃し、消毒すること（第4条(25)）

- 外観での異常の確認（損傷、錆、腐食、漏れ等の有無）

- 内部でバイオフィームが形成されていないか確認

※貯湯槽の型（開放型・密閉型）によって管理方法が異なるため、メーカーの説明書等を参考に適切に管理してください。

11

各設備の衛生管理方法

堺市

SAKAI CITY

6. 気泡発生装置等

エアロゾルが発生するため、管理を徹底する

- 空気取入口から土ぼこりが入らない構造とする（第4条(24)）
- 浴槽水に浴用剤等を加えないこと（第4条(24)）
- 空気取入口及びブローアースプレー出口を定期的に清掃する
- 配管消毒と同様に内部を洗浄・消毒する

12

各設備の衛生管理方法

堺市

SAKAI CITY

7. 調節箱（調節槽）

- 調節箱内部の生物膜の有無を随時点検する
- 定期的に洗浄・消毒する

8. シャワー・カラン

- 内部の水が置き換わるよう通水する
- シャワーヘッドとホースは破損の有無や内部の汚れ等を点検し、汚れとスケールを洗浄・消毒する
- 上流の設備（給水配管、給湯配管、貯湯槽等）の管理も徹底する

13

公衆浴場・旅館で実施・記録が必要な項目

堺市

SAKAI CITY

以下の項目を実施し、正確に記録する

管理項目	頻度
浴槽水の消毒	遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定し、0.4～1.0mg/Lに保つ
浴槽水の換水、浴槽の清掃	循環式でない場合は毎日 循環式の場合は1週間に1回以上
集毛器の清掃	毎日
ろ過器の逆洗浄	1週間に1回以上
ろ過器、循環配管の消毒 貯湯槽、回収槽の清掃、消毒 消毒設備の維持管理	定期

14

おわりに

堺市

SAKAI CITY

届出事項に変更等がある場合、手続きが必要です。
ご不明な点がございましたら事前に生活衛生課までご連絡ください。



公衆浴場
申請・届出ホームページ

15